

山梨県森林整備担い手対策事業費補助金交付要綱

平成 5年 6月30日制定	林振 第6- 60号
平成 6年 4月 1日一部改正	林振 第4- 83号
平成 7年 5月25日一部改正	林振 第5- 74号
平成 9年 5月16日一部改正	林振 第4- 47号
平成10年 4月24日一部改正	林振 第3- 42号
平成11年 4月28日一部改正	林振 第4-121号
平成14年 5月14日一部改正	林振2第4- 19号
平成15年 5月19日一部改正	林振1第4- 46号
平成16年 7月 1日一部改正	林振 第 307号
平成19年 3月29日一部改正	林振 第 1233号
平成21年 3月26日一部改正	林振 第 1324号
平成23年 3月28日一部改正	林振 第 1468号
平成25年 8月 7日一部改正	林振 第 701号
平成26年 3月27日一部改正	林振 第 1782号
平成27年 3月31日一部改正	林振 第 1890号
平成28年 3月31日一部改正	林振 第 1848号
平成29年 3月31日一部改正	林振 第 1840号
令和 3年 6月16日一部改正	林振 第 487号
令和 7年 4月 1日一部改正	林振 第 412号

(目 的)

第1条 知事は、林業労働に従事する者の福祉の向上、養成及び確保を図るため、別に定める山梨県森林整備担い手対策事業実施要綱に基づき事業を実施する一般社団法人山梨県森林協会（山梨県林業労働センター（以下「センター」という。））に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業の種類、補助対象経費及び補助率)

第2条 前条に規定する補助金交付の対象となる事業の種類、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするセンターの長は、規則第4条の規定により、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）

2 センターの長は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第22

6号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金交付の条件)

第4条 規則第6条による補助金交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 前条に基づく各事業の内容の変更をするときは、事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)により、知事の承認を受けること。

ただし、別表の区分に掲げた事業に要する経費で、各小事業相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分である場合は、この限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)により、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告しその指示を受けること。

(4) 知事は、第3条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

(5) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金交付の方法)

第5条 この補助金は、第6条の規定による実績報告に基づき交付するものとする。

ただし、知事が特に必要と認める場合は概算払することができるものとし、補助金の概算払を受けようとする場合は、概算払請求書(第5号様式)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条の規定による実績報告書(第6号様式)は、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業実績書(第2号様式)
- (2) 収支決算書(第3号様式)
- (3) 補助事業の成果を記載した書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 センターの長は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7条 センターの長は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第7号様式により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除

税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分及び管理)

第8条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 センターの長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

4 取得財産等のうち、取得価格が5万円未満のものについては、本条第1項から第3項までの規定を適用しないこととする。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第8条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しておかななければならない。但し、財産処分承認申請書（第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年 4月 1日（以下、「適用日」という。）から適用する。ただし、別表の4の補助対象期間の規定は、平成15年 4月 1日以降の新規就労者の雇用に対する補助について適用し、適用日前の新規就労者の雇用に対する補助については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年 8月 7日から施行し、平成25年 7月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年 3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表

事業の種別		補助対象経費	補助率
区分	小事業名		
1 林業労働 従事者の就 労条件の向 上事業	(1) 労働災害補償保険の 上乗せ補償共済加入促 進事業	労働災害補償保険の上乗せ 補償共済掛金	1 / 2 以内
2 林業労働 従事者の労 働安全衛生 促進事業	(1) 特殊検診（蜂刺され アレルギー検査）事業	蜂刺されアレルギー検査受 診料（ただし、対象経費は1人 当たり2,415円以内とする。）	1 / 2 以内
	(2) 蜂刺され対策事業	蜂刺され対策用エピネフリン 自己注射器一式購入経費お よび医師による使用方法の指 導料への助成（ただし、対象経 費は1人当たり15,000円以内と する。）	1 / 2 以内
	(3) クマ対策事業	クマ対策用スプレー購入経 費助成（ただし、対象経費は1 事業体当たり30,000円以内とす る。）	1 / 2 以内
3 林業労働 従事者の技 術向上事業	(1) 高度技能作業訓練促 進事業	高度技能作業訓練受講者の 日給（ただし、対象経費は1人 1日当たり10,000円以内とす る。）	1 / 2 以内
	(2) 高度技能資格・免許 取得促進事業	高度技能資格・免許の受講 及び受験に要する経費	1 / 2 以内
4 新規就労 者の参入促 進事業	(1) 新規参入促進奨励事 業	奨励金	新規採用から2 箇年以内 （1年目：月1万 5千円以内、2年 目：月7千5百円 以内）
	(2) 就労環境整備事業	①作業現場における更衣室、 トイレの整備経費助成（た だし、対象経費は消耗品費（取得 価格50,000円未満）とし、女性 就労者1人当たり240,000円以 内とする。）	1 / 2 以内 新規採用から3 箇年以内

		<p>②森林・林業担い手育成総合対策実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第872号林野庁長官通知）第2のIの2の（4）で定める「緑の雇用」担い手確保支援事業の新規就業者育成対策を実施する作業現場における更衣室、トイレの整備経費助成（ただし、対象経費は消耗品費（取得価格50,000円未満）及び備品購入費（取得価格50,000円以上）とし、女性就労者1人当たり240,000円以内とする。）</p>	
5 林業労働従事者確保育成推進事業	—	<p>山梨県林業労働センターの事務費（報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金及び補助及び交付金、公課費）</p>	10 / 10

第1号様式

第 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所
名称 職氏名 印

山梨県森林整備担い手対策事業補助金交付申請書

年度森林整備担い手対策事業を次のとおり実施したいので補助金を交付されたく関係書類を添えて申請いたします。 円

- 1 事業計画書（第2号様式）
- 2 収支予算書（第3号様式）

第2号様式

年度山梨県森林整備担い手対策事業計画（実績）書

区分	小事業名	事業内容	事業費	補助金額	補助対象雇用主数	対象林業従事者数

第3号様式

収支予（決）算書

収入の部

区 分	予（決）算額	摘 要

支出の部

区 分	予（決）算額	摘 要

第4号様式

第 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

申請者住所
名称 職氏名 印

年度山梨県森林整備担い手対策事業
計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった
年度山梨県森林整備担い手対策事業について、別添のとおり変更（中止・廃止）したいの
で承認してください。

○変更の理由

- 1 変更の理由
- 2 事業計画書（第2号様式による）
- 3 収支予算書（第3号様式による）

注：上段に変更前の事項を（ ）書し、下段に変更しようとする事項を記載
すること。

○中止（廃止）の場合

中止（廃止）の理由

第5号様式

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

申請者住所
名称 職氏名 印

山梨県森林整備担い手対策事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県森林整備担い手対策事業補助金について次のとおり概算払の請求をします。

- 1 概算払請求額
- 2 内 訳

補助金 交付決定額 ①	既概算 交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算 請求額	備考

- 3 概算払請求の理由

- 4 支払いの方法

(1) 現金 指定金融機関名
(2) 口座振替 振替先銀行名 預金種別
口座名 NO

第6号様式

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所
名称 職氏名 印

年度山梨県森林整備担い手対策事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度山梨県森林整備担い手対策事業について、山梨県森林整備担い手対策事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します

- 1 事業実績書(第2号様式)
- 2 収支決算書(第3号様式)
- 3 補助事業の成果を記載した書類
- 4 その他知事が必要と認める書類

第7号様式

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所
名称 職氏名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度山梨県森林整備担い手
対策事業補助金について、山梨県森林整備担い手対策事業補助金交付要綱第7条第1項の
規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金額
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額
- 4 補助金返還額
- 5 その他知事が必要と認める書類

第8号様式

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所
名称 職氏名 印

財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度山梨県森林整備担い手対策事業補助金により取得した財産を次のとおり処分したいので、山梨県森林整備担い手対策事業補助金交付要綱第8条第2項に基づき申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他知事が必要と認める書類